

令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券取扱店要項

(令和8年1月20日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、家計が逼迫している三沢市民に対する生活支援及び消費喚起による地域経済の活性化を目的として実施する三沢市物価高騰生活支援商品券配布事業において、商品券取扱店について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 三沢市物価高騰生活支援商品券配布事業において、市民に配布する商品券をいう。
- (2) 取扱店 三沢市物価高騰生活支援商品券配布事業において、市民に配布する商品券を使用できる店舗をいう。

(募集資格)

第3条 取扱店に登録できるものは、三沢市内に店舗または事業所を有し、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市税（三沢市税条例（昭和49年12月25日条例第30号）第3条に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。
- (2) 三沢市の入札停止措置、入札参加除外等の措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び三沢市暴力団排除条例（平成24年2月17日条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出の対象となる営業である事業を営んでいないこと。
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- (6) 三沢市が定めた取扱店の責務・商品券取扱厳守事項（別表）を遵守すること。

(取扱店登録申請)

第4条 取扱店登録を行うものは、令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券取扱店登録申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(商品券の換金)

第5条 取扱店は、三沢市の指定した日に、裏面の所定欄に取扱

店名を記入した使用済商品券を令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券換金請求書(様式第2号)により、換金請求を行うこととする。

(取扱店登録の取消)

第6条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券取扱店登録取消通知書(様式第3号)により登録を取り消すものとする。

- (1) 取扱店から登録を辞退する申出があったとき。
- (2) 第3条に定めた募集資格を満たさないと判断されたとき。

(商品券換金の拒否等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券取扱店違反通知書(様式第4号)により、換金の拒否や返還命令をすることが出来る。

- (1) 市に損害を及ぼす行為があったとき。
- (2) 第3条に定めた募集資格を満たさないと判断されたとき。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

この要項は、令和8年1月20日から施行する。

(別表)

取扱店の責務・商品券取扱厳守事項
① 取扱店が自ら商品券を自店舗で使用されたかのように偽り、換金する行為等の不正行為は堅く禁止します。尚、不正が発覚した場合は換金を停止します。
② 取扱店であることが明確になるよう、後日配布する商品券取扱店ポスターをお客様のわかりやすい場所に掲示して下さい。
③ お客様が持ち込んだ商品券について「偽造防止がない」「色合いが明らかに違う」など偽造されたと疑わしい場合は、受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報して下さい。但し、こうした商品券を受領した場合、取扱店の責任とします。
④ 確認用として見本券を配布しますので、商品券を取り扱う全ての方に周知して下さい。
⑤ 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため商品券裏面の所定欄に取扱店名を必ず記入することとし、既に取扱店の記入がある場合は、受取りを拒否して下さい。
⑥ 受領した商品券はハサミ等で切り離さないで下さい。切り離された商品券の換金には応じません。
⑦ 商品券と現金の交換及び売買は行わないで下さい。商品券使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として使用された商品券のみ換金可能です。
⑧ 商品券額面以下の利用の場合であっても釣銭は出さないで下さい。不足分は現金等で受け取って下さい。
⑨ 商品券で購入ができない商品等がある場合、他割引企画との併用不可や、ポイント加算対象外などを定める場合は、わかりやすく表示して下さい。
⑩ 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。受け取った場合は換金できません。
⑪ 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者は責を負いません。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

所在地又は住所
事業所名
代表者名又は氏名
連絡先電話番号

令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券取扱店登録申請書

令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券取扱店募集要綱第3条に定める要件を満たすことを誓約し、同第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 取扱店登録 別紙のとおり
- 2 振込口座登録 別紙のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 通帳をお持ちの場合
 - ①振込先通帳表紙写し
 - ②振込先通帳最初の見開きページ写し
 - (2) 当座預金の場合
金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・
口座名義が確認できる口座内容の写し又はキャプチャ
 - (3) ネットバンキング（WEB通帳）の場合
金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・
口座名義が確認できる口座内容のキャプチャ

様式第1号（別紙）

1 取扱店登録

① 住 所	〒 - 【郵便物送付先】	
② 事業所名	フリガナ	
③ 代表者名	フリガナ	代表者 印不要
④ 店 舗 名 (※取扱店 一覧表に掲 載します)	フリガナ	
	【同上】	
	※②事業所名と同じ場合は【同上】を○で囲んでください。	
⑤ 担 当 者 役職・氏名	フリガナ	
⑥ TEL/E-mail 又は FAX	TEL	E-mail 又は FAX
⑧ 業種分類 番号	一覧リスト 番号	(主な取扱品をご記入下さい)

2 振込口座登録

口座名義			
フリガナ			
金融機関名		店 名	支 店
預金種目	普通預金 当座預金 (該当に○)	口座番号 (右づめ)	

参考：業種分類番号（一覧リスト番号）

01	大型店(※店舗面積が500㎡超)
02	食料品・酒・米・惣菜
03	和菓子・洋菓子
04	パン
05	カメラ・眼鏡・補聴器
06	くすり・化粧品・健康食品
07	衣料・呉服・寝具・靴
08	書籍・文具・印房・新聞
09	スポーツ用品・自転車・レジャー
10	新車中古車・自動車修理・タイヤ
11	生花・雑貨・仏具・お土産
12	電化製品・携帯電話・リサイクル品・楽器
13	燃料・ガソリンスタンド
14	不動産・建築・建材等
15	スナック・バー
16	食堂・レストラン・寿司・居酒屋・焼肉
17	ラーメン・そば・うどん
18	喫茶・ファーストフード
19	理容・美容・貸衣裳
20	ホテル・温泉・婚礼
21	タクシー・レンタカー
22	クリーニング
23	介護福祉サービス
24	カルチャースクール
25	旅行
26	衛生
27	その他

〔個人情報取り扱い〕本申請書で知り得た個人情報については「三沢市物価高騰生活支援商品券配布事業」に係る業務のみに使用いたします。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

三沢市長 御中

令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券換金請求書

令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券取扱店募集要綱第5条の規定により、下記のとおり請求いたします。

住 所 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

三沢市受付印

①商品券の枚数 枚	②額面金額 1,000円	請求金額（①×②） 円
--------------	-----------------	----------------

共： 専：

※切り離さずに提出してください

割
印

令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券預り証

①商品券の枚数 枚	②額面金額 1,000円	請求金額（①×②） 円
--------------	-----------------	----------------

共： 専：

年 月 日

上記のとおり使用済券をお預かりいたしました。

令和 年 月 日までに指定口座にお振り込みいたします。

御中

三沢市長 印

様式第3号（第6条関係）

指 令 番 号
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和7年度三沢市物価高騰対策生活支援商品券取扱店取消通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、取消とすることに決定したので令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券取扱店要綱第6条の規定により通知します。

（取消理由）

様式第4号（第7条関係）

指 令 番 号
年 月 日

殿

三沢市長

印

令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券違反通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、取消とすることに決定したので令和7年度三沢市物価高騰生活支援商品券取扱店要綱第7条の規定により通知します。

（取消理由）

（措置内容）